

京都さつき法律事務所報 第18号 2011(平成23)年7月15日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

暑中お見舞い申し上げます

2011年盛夏

京都さつき法律事務所一同



陸前高田の避難所で法律相談

弁護士 山下信子

5月21日～23日、京都弁護士会から派遣され、岩手県陸前高田市の避難所で、弁護士相談を担当するために、岩手に行ってきました。日弁連では、東北3県に1日100人規模の弁護士を派遣して、被災者の法律相談にあたっていました、その一環でした。

私が派遣された陸前高田市は、岩手県内でもっとも死者、行方不明者が多かった市です。盛岡市から岩手弁護士会の若手弁護士の運転する車で約3時間。新緑と八重桜の美しい景色が、突然、見渡す限りのがれきの荒野に変わります。道路はかろうじて通れるようになっていましたが、まさに言葉を失う光景の中、私たちの車だけが走っているのです。

避難所での相談は、重たい相談ばかり。認定死亡、同時死亡

の推定、失踪宣告など、普段使わない条文を引用しながらの相



海岸の防潮堤は、ナイフで切ったように切断され、中に詰められていた土砂が流れ、空洞になっていました。吉村昭は、『三陸海岸大津波』(文春文庫・2004年3月1日第1刷)の中で、三陸海岸を襲った明治29年の津波、昭和8年の津波、昭和35年のチリ地震津波の状況を著しました。(明治29年の大津波の折に、海水が50メートル近く這い上がったことを考えると)「そのような大津波が押し寄せれば、海水は高さ10メートルほどの防潮堤を越すことは間違いない」と予想していました。今回それが現実となったのでした。

談でした。津波で家が流され、会社から解雇され、住宅ローンだけが残っている方が大勢います。それでも借金を返済することを優先しようとする方がおられびっくりの連続でした。そうして、京都から来たと言うと、三つ指をつけて御礼を言って下さり、こちらが恐縮するのですた。

これから義捐金や各種給付金

が配布されれば、それをねらった悪徳商法も出てくると予想されます。

二重ローンの問題などについては、日弁連が、震災直後から、数々の提言を発表しています。

京都弁護士会では、各種機関ともタイアップして、津波被害、原発被害から京都に避難してきた方の電話相談を毎日行っています。

私も、16年前の阪神淡路大震災のあと、法律相談に通った経験を生かして、できる限りのことをしてゆきたいと思っています。



使用者の労働時間管理について

弁護士 森田基彦

1 昨年5月25日に、京都地裁において、ある労働事件の判決がありました。今回は、日本の労働時間規制をテーマに、お話しします。

2 日本の労働時間規制の特徴

使用者にとっても、労働者にとっても、残業代の多寡は非常に気になることでしょう。使用者にとっては、残業代はコストに他なりません。他方労働者にとっては、残業は少ないほうがよいけれど、月〇〇時間分の残業代の発生は、半ば基本給と

同様に、家計に繰り込まれている場合もあると思います。

日本の労働時間に関する規制は、労使協定を締結しなければならないことと、1日8時間以上、週40時間以上、又は、休日労働をさせた場合に、割増賃金を発生させることにより間接的に、労働時間を制限する方法がとられてきました(例外はあります)。

しかしながら、日本の労働時間に対する規制は、一定時間以上の残業を禁じるヨーロッパ型の法制や、欧米諸国で一般的な5割の割増率と比較すると、相対的に緩やかであるといえます。

3 残業時間規制の必要性について

そもそも、残業時間規制は何ゆえ必要なのでしょう。

労働政策研究・研修機構「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析」(2005年)によれば、労働時間が長ければ長いほどストレスを感じる割合

が増加し、月平均50時間以上の所定労働に従事する労働者の7～8割がストレスを感じているという報告があります。

また、月の残業時間が60時間を超えると家族関係で問題が窺え、自殺願望が増えるという調査結果もあるようです。

この調査結果からすれば、労働者にとって、残業時間を規制すること、残業時間を長時間化させないことは、自分のメンタル、家庭、健康、生命を守るために、必須のことであることがわかります。

他方、使用者にとっても、労働者の労働時間を適正に管理することは、企業の発展のために必要です。平成22年5月25日、京都地裁において、過労による急性心不全により死亡した労働者の損害の賠償請求が認められました。この事件においては、死亡した労働者の父母が、会社のみならず会社の取締役の責任も追及し、双方ともが認容されました。この事件の特徴は、会社取締役が、「経営者として、労働者の生命・健康を損なうことがないような体制を構築すべき義務を負っている」として、



京都さつき法律事務所にてともに執務した平井宏俊弁護士が、京都亀岡さつき法律事務所を立ち上げました。京都亀岡さつき法律事務所をよろしく願ひ致します (山下)。

弁護士法人になりました

弁護士法人 京都亀岡さつき法律事務所

代表社員弁護士 **平井 宏俊**



2005年5月に亀岡ひまわり基金法律事務所の所長として亀岡の地に足場を固めて以来、早6年。

4月に松村絵里子弁護士を事務所に迎え入れ、「さつき」の名にあわせて5月2日に京都市内に事務所を開設するのを機会

に事務所を法人化しました。

名称は「弁護士法人京都亀岡さつき法律事務所」とちょっと長めですが、これを機会に新たな気持ちで、私自身はより亀岡に根を張る活動をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願ひいたします。

亀岡事務所のご案内

〒621-0804
京都府亀岡市追分町馬場通27

番5
弁護士法人 京都亀岡さつき法律事務所
電話 0771-29-6055
FAX 0771-29-6056
ホームページ <http://satsuki-law.sab.jp/> (6月開始予定！)
メール hirai@cup.ocn.ne.jp

事務所名の由来

亀岡に根を張る事務所であるから「亀岡」の名称は外せない。そして、京都さつき、亀岡ひまわり、亀岡さつきと続けている伝統の5月が開設記念日であるから「さつき」の名称も外せない。さらに京都市内にも事務所を構え今後広く展開していきたいとの想いから「京都」の名称を今回新たに加えた。長いのと、京都さつきとの誤認混同が懸念されるが、山下信子弁護士の快諾を得てこの名称でスタートする。

当該会社が1か月100時間の時間外労働を6か月に渡って許容する36協定を締結していること、給与体系として時間外労働80時間が組み込まれていることなどから、「一見して不合理であることが明らかな体制をとっていたこと」を認定し、取締役としての任務懈怠が認められるとして、取締役の責任を認めたことにあります。

4 この事件は、企業には労働者の安全に配慮し適正な労働時間管理を行う義務があることだけでなく、取締役にも労働時間管理体制を構築する責任があることを示しました。

この事件は、企業の責任として、単に残業代を支払えば残業させてよいというものではなく、労働者の労働時間管理を適切になすべきことが義務付けられて

いることを教えてください。(今回のコラムは、岩波新書 中野麻美著『労働ダンピング』を参考にしました。非常に読みやすい本なのでお勧めします。)

ニューフェイスです 青山 亜紀子 事務員



4月より入所致しました青山亜紀子と申します。京都弁護士会で、臨時職員として働いておりましたところ、ご縁があってこちらで働かせて頂

くことになりました。法律事務所での仕事は初めてなので、これから勉強し少しでも早く役立つようになりたいと思っております。入所して3か月目になり事務所の雰囲気になりに慣れてきました。思っていたより、たくさん

の相談者が来られ、弁護士の役割の大きさを再認識しました。

私は、何をしてもあまり長続きしないのですが、唯一続いている趣味がお菓子作りです。以前は教室に通っていたのですが、今は気の向いた時に食べたいものを作っています。残念ながら、同じ材料で作っても毎回出来上がりが違います。そこで、前回作った時と混ぜ方を変えた

り材料を入れるタイミングを変えたりと工夫をしてみます。それで成功する時もあるれば失敗する時もありますが懲りずに様々な方法で毎回チャレンジしています。

仕事に対しても同様に（もちろん失敗は許されません）工夫を繰り返し納得のいくよう取り組んでいこうと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

菅佐知子事務員の



過去のない男



暴漢に襲われ、一命は取り止めたが過去の記憶をすべて失ってしまった一人の男。やがて彼は、救世軍のひとりの女性と出会う。彼女に惹かれていく男は、力を取り戻していくようになり、「猛犬」ハンニバルを手なづけ、ソファで音楽を聞き、畑を耕し、毎日を過ごしていた。そんな時、ある出来事から新聞記事に載り、男の過去のことが分かるのだった。

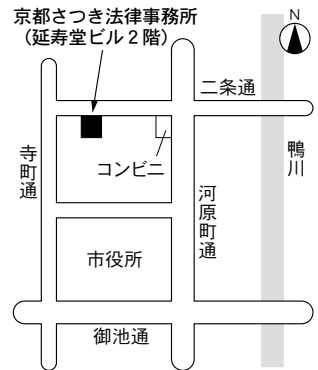
カウリスマキ監督の映画は、いつも台詞が少ない。だからかもしれないですが、美しいだけでなく色に「暖かみ」を感じます。わたしが一番この映画で好きなライブのシーン、バンドのメンバーがたき火の明かりに照らされ、皆が座って聞き入るあのシーンは、格別美しいシーンです。

ほとんどの登場人物は記憶喪

失になってしまった彼に特別心配もせず「人生は前にしか進まないのだから」と言うのです。過去も自分の名前すら失い、未来があるかどうかもわからない。それでも、今生きていることと、今ここで一緒に笑っている人がいればいいんだなあと思います。それを確認したいのかどうか分かりませんが、この映画はときどき、観たくなってしまう。

最近我が家に念願の犬がやって来ました（ポストンテリアの男の子です、ちなみに青山さん宅にはシーズーの女の子がいるそうです）。そのためか劇中に出てくる犬が気になります。ちなみに上記のハンニバルは、凄いい名前（食人鬼）とはうらはらに、とても可愛いワンコです。彼は映画がパルム・ドールを逃した代わりにパルム・ドッグ賞を受賞しています。カンヌも素敵な演出をするなあ毎年どの犬が受賞するのかこれからも楽しみです。

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から徒歩でも10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931
京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階
京都さつき法律事務所
電話 075-257-3361
FAX 075-257-3371

編集後記

今年は例年より早く梅雨入りし、スッキリしない天気が続いています。夏の気温は昨年ほどではなさそうですが、かなり暑くなるようです。

今回のさつきNEWS、いつもより早くの発行となりました。さつきの活動の様子や注目していること等、見ていただけたらと思います。

この夏は節電が呼びかけられています。職場や家庭で取り組み、少しでも協力し、「卒原発」（武村正義元大臣の言葉です）の一助となればと思っております。

さつき事務所は、8月15日(月)16日(火)にお盆休みをいただきます。